

きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2021.3月 No.191

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入の事業所様へ



● 協会けんぽの保険料率が改定されます!!

令和3年3月分より協会けんぽの健康保険料及び介護保険料が、本年3月分（4月納付分）から下記の料率へ変更となります。4月支払い給与・賞与より変更をお願いいたします。

健康保険料率（給与・賞与）		介護保険料率（給与・賞与）	
2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から	2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から
9.91%	→ 9.83%	1.79%	→ 1.8%

● 退職時の保険証の返却について

令和3年2月1日以降の退職分より、システム改修の理由により、保険証の回収が確認されなかった場合、手続き後2週間をめぐりに協会けんぽより退職者宛に【催告状】が発送されることになりました。

事業所様には、常日頃より、退職時の保険証回収にはご協力いただいておりますが、今後も速やかに返納していただくようご協力よろしくお願い致します。

届出様式の押印廃止の動向について

政府は行政手続きに際し、押印を廃止する手続きを進めていますが、厚労省でも、労基、労働保険、社会保険、派遣法等の手続きに関し、実施が始まっています。

労基法関連では、使用者のほか、過半数労組（過半数代表者）の押印が廃止されました。

同時に、過半数代表者の押印欄があった届出様式には、協定当事者の適格性に関するチェックボックスを設けられており、チェックの有無も形式上の要件となりました。

就業規則を作成・変更する際の意見書も、氏名の記載で足りません。電子申請の際も、電子署名・電子証明書の添付不要で、入力フォーマットに氏名を記載する形となります。

また、助成金申請等に関しては、訂正がある場合は従来は捨印を使用しておりましたが、訂正箇所には訂正印が必要になります。ご理解の程どうぞよろしくお願い致します。

雇用調整助成金について

新型コロナウイルス感染症に対する雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の緊急対応期間について

●現在のところ、令和3年4月末までとなっております。

